

損害賠償実施方針

日立教育訓練用原子炉（HTR）

株式会社日立製作所

王禅寺センタ

原子力損害の賠償に関する法律第17条の2第1項の規定に従い、当社王禅寺センタに係る損害賠償実施方針を以下のとおり定めるものとする。

1. 原子力事業者の名称及び住所

名称：株式会社日立製作所
住所：東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

2. 原子炉の運転等に係る事業所の名称及び所在地

名称：株式会社日立製作所 王禅寺センタ
所在地：神奈川県川崎市麻生区王禅寺1022番地

3. 当該事業所で行う原子炉の運転等の種類

日立教育訓練用原子炉（以下「HTR」という。）は、原子力損害の賠償に関する法律第2条に定義される「原子炉の運転等」の行為のうち「原子炉の運転」を目的とした施設であるが、現在は廃止措置中である。

4. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

4.1 原子力施設賠償責任保険

(1) 責任保険によりうめることのできる原子力損害の範囲

当社が保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次のイからニまでのいずれかの原子力損害を除く。

- イ 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害
- ロ 正常運転によって生じた原子力損害
- ハ 事故発生日から10年経過後、当社に損害賠償請求が行われた原子力損害
- ニ 当社の故意、その他保険証券又は約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害

(2) 原子力損害の賠償に関する法律施行令で定められた賠償措置額

40億円（同施行令第2条 表第6号）

4.2 原子力損害賠償補償契約

(1) 補償契約によりうめることのできる原子力損害の範囲

原子炉の運転等により与えた原子力損害であって、責任保険契約によりうめることのできないもののうち、次のイからハまでに掲げるもの。

- イ 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害
- ロ 正常運転（原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令で定める状態において行われる原子炉の運転等をいう。）によって生じた原子力損害

- ハ その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であってその発生の原因となった事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行わなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）

（2）補償契約金額

40億円（原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条 表第6号で定められた賠償措置額と同額。）

5. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

ア. 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

HTRに係る原子力損害が発生した場合、当社は、原子力損害の賠償に関する法律第3条の規定に従い無過失責任を負うとともに、原子力損害の被害者（以下「被害者」という。）との関係では、同法の規定に基づき唯一の賠償主体であることを踏まえ、原子力損害の賠償に係る事務の実施については、次の事項を基本として対応する。

- ①被害者の救済と安心の確保を最優先に対応する。
- ②被害者への迅速な賠償を確保するため、十分な体制を整えるとともに、賠償の内容面及び手続面での公平性を確保することを基本とする。
- ③請求者の特定、請求者への周知、賠償の経過管理には正確を期する。

イ. 被害申出窓口の開設の方針

当社は、HTRに係る原子力損害が発生した場合、速やかに、被害者からの当該原子力損害の賠償の請求を受け付ける窓口を設置する。

また、当該窓口の存在を広く周知するため、下記のURLの当社Webサイトで窓口の所在、連絡先等を公告するとともに、HTR所在地の自治体、報道機関等にも積極的に当該情報を開示するものとする。

また、窓口設置場所については、被害者の居住地等を考慮して、設定をするものとする。

株式会社日立製作所

<http://www.hitachi.co.jp/>

ウ. 被害の申出の受付の方針

被害者が原子力損害に係る損害の賠償請求を容易に実施できるよう、当該請求に係る定型様式を作成するとともに、併せて、定型様式の記入の手引等を記載した案内書類等を作成し、当社Webサイト等からダウンロードできるようにする。

また、原子力損害に係る損害の賠償請求については、受付窓口で受け付けるとともに、郵送でも受け付けることができるものとする。

エ. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

原子力損害に係る賠償額の算定等の交渉については、当社と被害者間にて協議の上、書面による両者間の合意に基づいて決定することを基本とする。

賠償額の算定に当たっては、過去の原子力損害賠償に係る判例、原子力損害賠償紛争審査会の指針等を踏まえて算定を実施するものとする。

オ. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

賠償の迅速性を確保するため、賠償実績額のデータベース化等、ITシステムの活用等により社内での情報共有を図り、賠償額査定者が迅速に賠償額を査定できる体制を構築するものとする。

また、賠償額について被害者との合意が成立した場合は、早期に被害者の損害を補填するため、合意日から賠償額の支払期日までの期間を短期間とできるように努めるものとする。

6. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

原子力損害の賠償手続の過程で取得する被害者の個人情報については、下記URLの当社の個人情報保護に係る指針に従い取り扱うものとする。

また、個人情報以外の被害者に係る秘密情報については、当社の社内規則の定めに従い、当該情報の取扱者を限定するほか、秘密として管理をするものとする。

個人情報保護に関して

<http://www.hitachi.co.jp/utility/privacy/index2.html#scope>

7. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平常時から、原子力損害の賠償に関して、連携等が必要となる国、保険者その他の関係機関の担当部署及び連絡先等の情報を把握し、定期的に見直しを実施し、万一、HTRにおいて原子力損害が発生した場合に、迅速に関係機関との連絡調整を実施できる体制を構築するものとする。

8. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

被害者から原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続利用の申立てがあった場合、当該原子力損害の賠償の請求の内容、争点等に鑑み、当該手続の活用に適するものであるときは、原則として、当該手続を利用するものとする。また、当該和解仲介手続において、原子力損害賠償紛争審査会から和解案が提示された場合、特段の事由がない限り、当該和解案を尊重し、和解成立に努めるものとする。

9. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会による指針の制定等の動向を注視し、適宜、当社の原子力損害の賠償基準等への反映を検討するものとする。

10. 損害賠償実施方針の変更の記録

改訂	日付	変更内容	変更理由
初版	2020年3月31日	新規制定	原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第90号）に基づき新規制定。
第2版	2020年4月15日	変更	第8項について内容補充。

11. 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

株式会社日立製作所 原子力ビジネスユニット 王禅寺センタ
(代) 03-3258-1111

以上